

令和元年度自動車騒音調査結果

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定により、調査計画に基づき、自動車騒音の状況を調査し、対象地域における環境基準の達成状況の評価（面的評価）を行った。また、5 か年度分の調査結果により、市全域の面的評価を行った。その結果は、以下のとおりである。

評価結果	平成令和元年度	平成 27～令和元年度
評価対象住居等戸数	19,594 戸	58,796 戸
昼夜間とも基準値以下	17,618 戸 (89.9%)	54,149 戸 (92.1%)
昼間のみ基準値以下	820 戸 (4.2%)	1,744 戸 (3.0%)
夜間のみ基準値以下	81 戸 (0.4%)	434 戸 (0.7%)
昼夜間とも基準値超過	1,075 戸 (5.5%)	2,469 戸 (4.2%)

今後も自動車騒音低減のため、各種施策を講じていく。

1 調査内容

道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価は、一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うこととなっている（面的評価）。

市では、平成 14 年度から、主要幹線道路に面する地域を対象に面的評価を行っている。また、平成 16 年度からは主要幹線道路の全評価区間を 5 か年に分けて計画的に調査しており、平成 20 年度以降、過去 5 か年度分の調査結果をもとに、市全域の面的評価を行っている。

令和元年度は、調査計画に基づき、16 路線・44 地点（定点 14 地点（図 1）及び準定点 30 地点（図 2））・49 評価区間において自動車騒音の状況を調査し、対象地域の面的評価を行うとともに、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年度分の調査結果をもとに、市全域の面的評価を行った。

2 調査結果

(1) 令和元年度分の調査による面的評価結果

ア 面的評価結果（表 1）

令和元年度の調査結果をもとに面的評価を行った結果、評価対象住居等 19,594 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準値以下であったのは 17,618 戸（89.9%）、昼間のみ基準値以下であったのは 820 戸（4.2%）、夜間のみ基準値以下であったのは 81 戸（0.4%）、昼夜間とも基準値を超過したのは 1,075 戸（5.5%）であった。

表 1 面的評価結果（令和元年度分）

	面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
	住居等戸数	基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過	住居等戸数	基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過	住居等戸数	基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
戸	19,594	17,618	820	81	1,075	7,205	6,261	582	2	360	12,389	11,357	238	79	715
%		89.9	4.2	0.4	5.5		86.9	8.1	0.0	5.0		91.7	1.9	0.6	5.8

イ 面的評価結果（道路種別）（表 2）

道路種類別では、昼夜間とも環境基準値以下であったのは、4車線以上の市道に面する地域が4,428戸中4,345戸（98.1％）で割合が最も高く、次いで県道に面する地域が2,174戸中1,933戸（88.9％）、一般国道に面する地域が12,992戸中11,340戸（87.3％）であった。なお、本年度における対象路線には、高速自動車道路及びその他の道路に該当する評価区間はなかった。

表 2 道路種別の面的評価結果（令和元年度分）

		面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
		住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
イ	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	%		—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
ロ	戸	12,992	11,340	605	70	977	4,857	4,148	387	2	320	8,135	7,192	218	68	657
	%		87.3	4.7	0.5	7.5		85.4	8.0	0.0	6.6		88.4	2.7	0.8	8.1
ハ	戸	2,174	1,933	203	0	38	821	602	184	0	35	1,353	1,331	19	0	3
	%		88.9	9.3	0.0	1.7		73.3	22.4	0.0	4.3		98.4	1.4	0.0	0.2
ニ	戸	4,428	4,345	12	11	60	1,527	1,511	11	0	5	2,901	2,834	1	11	55
	%		98.1	0.3	0.2	1.4		99.0	0.7	0.0	0.3		97.7	0.0	0.4	1.9
ホ	戸	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—
	%		—	—	—	—							—	—	—	—
全体	戸	19,594	17,618	820	81	1,075	7,205	6,261	582	2	360	12,389	11,357	238	79	715
	%		89.9	4.2	0.4	5.5		86.9	8.1	0.0	5.0		91.7	1.9	0.6	5.8

＜道路種別＞ イ：高速自動車国道 ロ：一般国道 ハ：県道 ニ：4車線以上の市道 ホ：その他の道路

※全体の面的評価結果と道路種別の面的評価結果とで評価戸数の合計戸数が異なるのは、道路種別の評価において複数の道路から評価を受ける住居を重複集計しているためである。

※幹線交通を担う道路での環境基準値は、近接空間と近接空間以外とで異なる（参考資料参照）。

(2) 5か年度分（平成27年度～令和元年度）の調査による市全域の面的評価結果（表3）

平成27年度から令和元年度までの5か年度分の調査結果をもとに市全域の面的評価を行った結果、評価対象住居等58,796戸のうち、昼夜間とも環境基準値以下であったのは54,149戸（92.1%）、昼間のみ基準値以下であったのは1,744戸（3.0%）、夜間のみ基準値以下であったのは434戸（0.7%）、昼夜間とも基準値を超過したのは2,469戸（4.2%）であった。

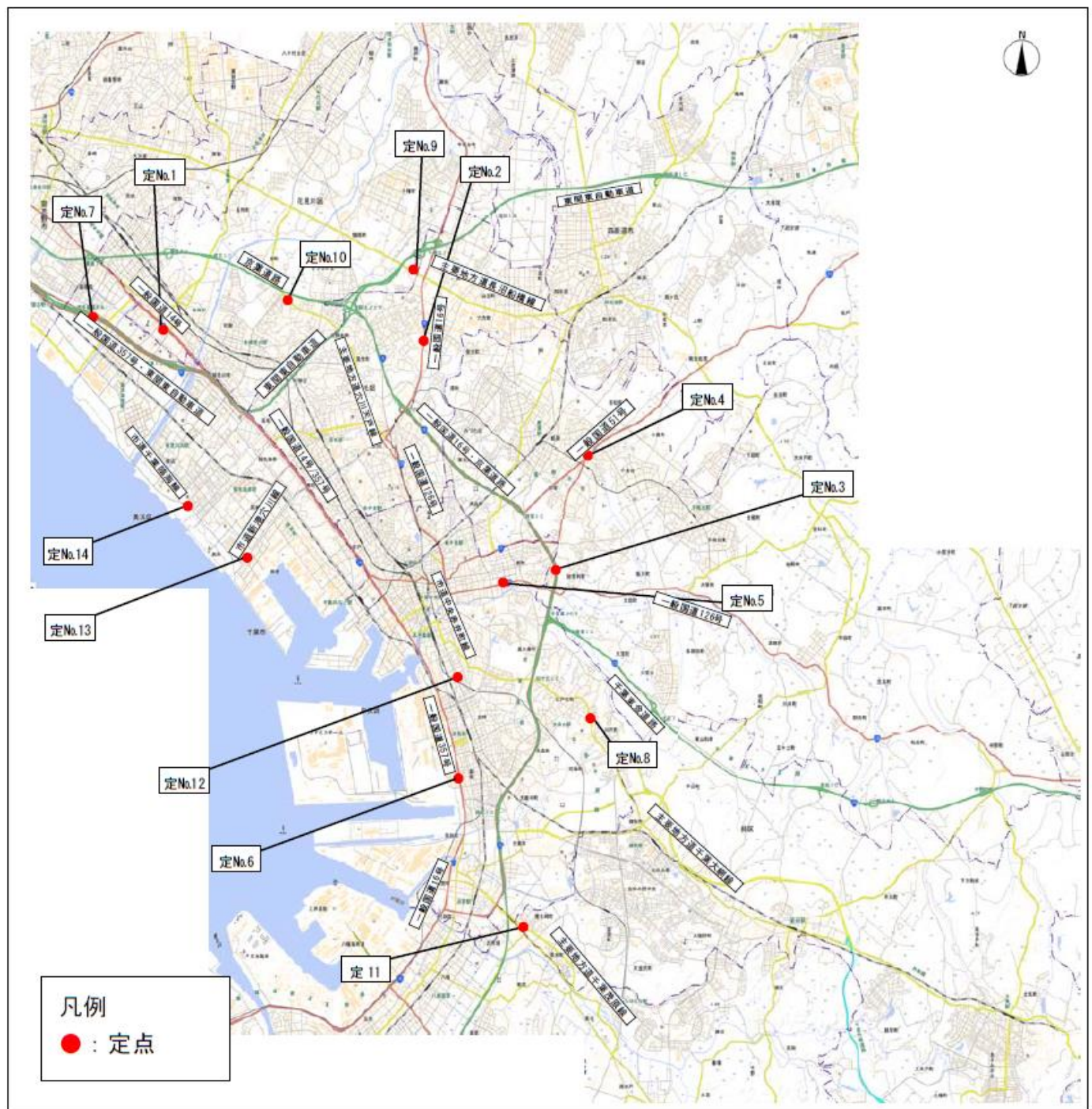
また、本年度における5か年度分の面的評価結果を昨年度における5か年度分の面的評価結果（平成26年度～平成30年度）と比べると、全体の達成率は0.8ポイント高くなった。

表3 市全域の面的評価結果（5か年度分）

		面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
		住居等戸数	基準値以下	昼夜とも	昼のみ	夜のみ	基準値以下	基準値以下	昼夜とも	昼のみ	夜のみ	基準値以下	基準値以下	昼夜とも	昼のみ	夜のみ
H27 ～ R1	戸	58,796	54,149	1,744	434	2,469	21,473	19,577	1,051	27	818	37,323	34,572	693	407	1,651
	%		92.1	3.0	0.7	4.2		91.2	4.9	0.1	3.8		92.6	1.9	1.1	4.4
H26 ～ H30	戸	57,913	52,886	2,009	434	2,584	21,008	19,034	1,099	31	844	36,905	33,852	910	403	1,740
	%		91.3	3.5	0.7	4.5		90.6	5.2	0.1	4.0		91.7	2.5	1.1	4.7

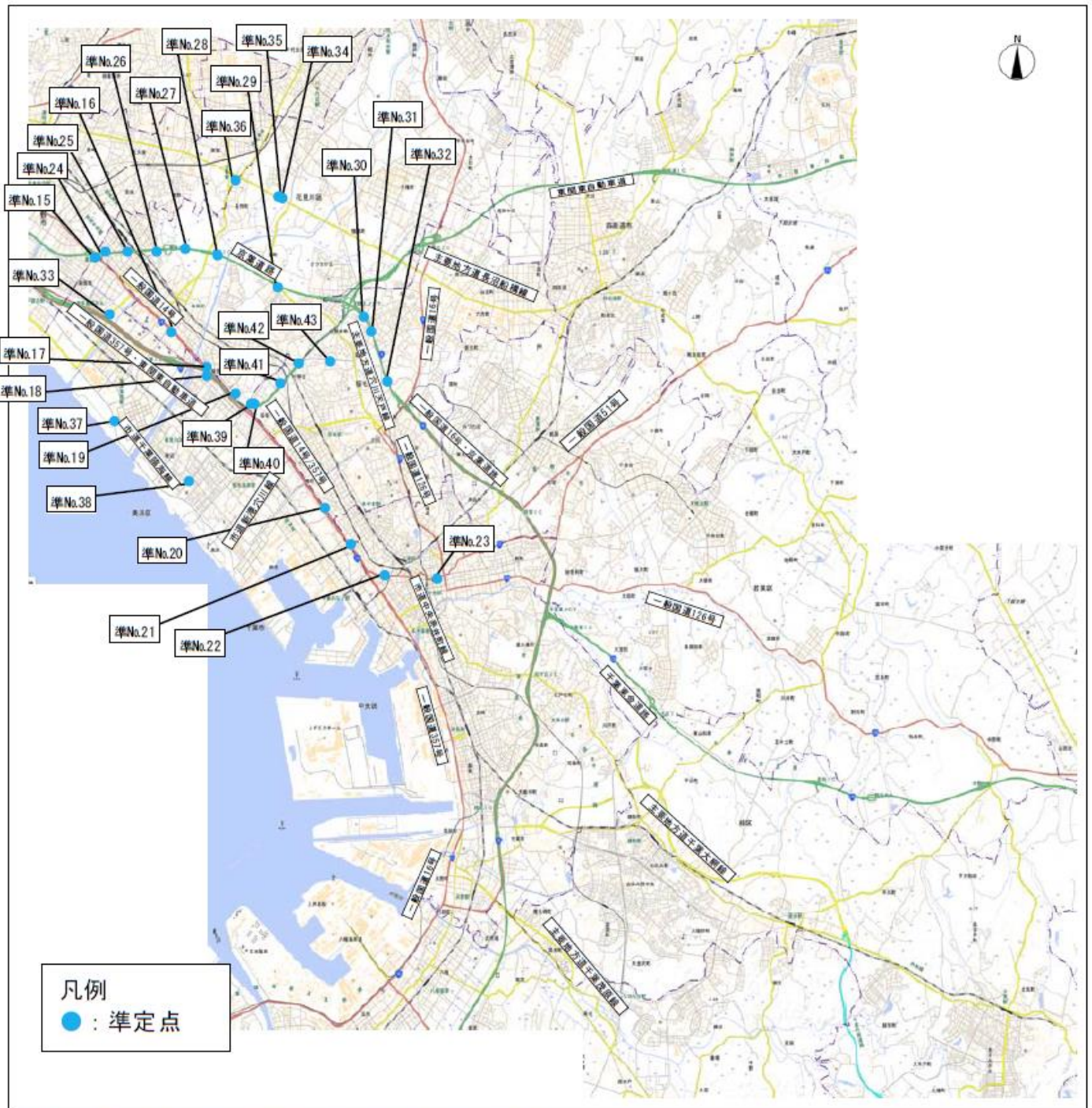
参考資料

- 1 騒音に係る環境基準
- 2 常時監視結果の評価方法等



「国土地理院の電子地形図（タイル）に調査地点を追記して掲載」

図1 自動車騒音常時監視 定点調査地点



「国土地理院の電子地形図（タイル）に調査地点を追記して掲載」

図2 自動車騒音常時監視 準定点調査地点（令和元年度）

(参考資料)

1 騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

（最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号）

（1）環境基準

○道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
5. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

○幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

（2）基準値の評価手法

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

（3）環境基準の達成状況の地域としての評価方法

道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

2 常時監視結果の評価方法等

（環境省通知「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の常時監視に係る事務の処理基準について」：平成 23 年 9 月 14 日改正）

（1）定義等

○面的評価

「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。

○幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

○幹線交通を担う道路に近接する空間（近接空間）

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路：道路端から 15 メートルまでの範囲
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路：道路端から 20 メートルまでの範囲

※50 メートルの評価範囲のうち近接空間以外の場所は非近接空間となる。

（2）監視

○自動車騒音の状況の把握は、面的評価の方法によるものとする。

○面的評価は、道路端から 50 メートルにある全ての範囲を対象とする。

○面的評価は、監視の対象となる道路について、評価区間に分割し、評価区間ごとに行うものとする。